

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年5月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第26号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(負担金の算出) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成28年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。	(負担金の算出) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成27年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。 <u>ただし、第16条の規定に基づく使用の廃止の届の提出日又は条例第29条の規定に基づく切断の日が平成28年5月1日から同年5月31日までの場合においては、「平成27年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」とあるのは「平成26年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」と読み替えるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年5月31日以前に提出された使用の廃止の届又は同日以前の給水施設の切断に係る負担金の算出方法については、なお従前の例による。